

農地を貸し付けた人への支援のご案内

機構集積協力金

農地中間管理事業を活用し農地を貸し付けた人を対象に、一定の要件を満たせば、交付される主な協力金です

ご相談は市町村へ

	交付対象	要 件	交付単価
経営転換 協力金	・経営転換する農業者 ・リタイアする農業者 ・農地の相続人で農業 経営を行わない者	農業振興地域内に お持ちの全農地を10年 以上機関に貸し付け、 かつ機関から受け手に 貸し付けられていること	① 1.0ha以下 5万円／10a ② 1.0ha超 2.0ha以下 50万円／戸 ③ 2.0ha超 70万円／戸
耕作者 集積 協力金	・機関に貸し付けた 農地の所有者である 農業者 ・機関に交付対象農地 を貸し付けた農地に 利用権を有している者	機関が借り受けている 農地に隣接する農地を 10年以上機関に貸し付け、 その農地が担い手に貸し 付けられていること	0.5万円／10a

注1 経営転換協力金及び耕作者集積協力金は、機関の借入前の1年間に担い手(認定農業者、基本構想水準到達者、集落営農経営、認定新規就農者)が利用(権利設定、特定農作業受託)していた農地は交付対象外となります

注2 東京都全体の新規集積面積に応じた国からの交付額の範囲で協力金を交付するため、予算額が不足した場合には、交付単価が下がる場合があります

注3 配分基準の考え方と詳細

- 市町村計画が承認されたものから順等に配分します
- 詳細につきましては個別に対象の方にご説明いたします

※東京都から市町村経由で交付されます

お問い合わせ先

市役所・町村役場 農業担当課もしくは農業委員会まで

[農地中間管理機構] 一般社団法人 東京都農業会議

TEL:03-3370-7146 / FAX:03-3379-7627

E-mail : gyoumu@tokaigi.com



農地中間管理事業を活用し

農地の利用を 進めましょう！

農業振興地域
が対象です



農地中間管理事業とは、一般社団法人東京都農業会議(農地中間管理機構)が、農地所有者の方から農業振興地域内の農地を借り受け、その農地を規模拡大を目指している認定農業者等や新規就農を考えている方に貸し出す事業です

[農地中間管理機構] 一般社団法人 東京都農業会議



農地を貸したい人の 安心！確実！な4つのメリット

1. 賃料が確実に支払われます
2. 契約期間終了後は、農地を確実にお返します(更新も可)
3. 機構に農地を貸し出した個人等に対して一定の要件を満たした場合、協力金が交付されます
4. 所有する全ての農地(10a未満の自作地を除く)を機構へ新たに貸し出した場合、固定資産税が2分の1に軽減されます
◎10年以上15年未満の期間の貸付けは3年間、15年以上の期間貸付けは5年間



荒れた農地や十分管理されていない農地を放置すると、
固定資産税が増額されることがありますよ

預けておいたほうが
いい活用ができそうだ



農地を貸すまでの5つのステップ

- 1 農地の所在地の市町村・農業委員会、または機構へご相談ください
- 2 「農用地等貸付希望申出書」を市町村へ提出します
- 3 機構等が農地の状況の確認を行います

機構にて貸付けを希望する農地の現状・利用状況・権利関係についての確認や希望する賃料・貸付け期間などを伺います。※確認の結果、借受けできないこともあります

- ① 機構が借り受ける農地は、農業振興地域内に限ります

※都内で農業振興地域がある市町村は、八王子市・青梅市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・大島町・新島村・神津島村・三宅村・八丈町10市町村です。貸付けを希望する農地が農業振興地域に該当するかどうかについては、農地のある市町村の農業委員会にお問い合わせください

- ② 再生不能な耕作放棄地など農地として利用することが困難な場合はお引き受けできない場合があります
- ③ 該当地区の借受希望者の数、応募内容、その他地域の事情を考慮して、当該区域で農地の貸付けができる可能性が著しく低い農地はお引き受けできないことがあります

- 4 借りたいとのマッチングを行います

市町村・農業委員会・機構が、農地を借りたい人とのマッチングの協議を行います

- 5 マッチング成立後、機構が「貸借契約」の手続きを行います

※市町村が農地利用集積計画を公告することにより機構が借り受けます



農地を借りたい人の 安心！便利！な4つのメリット

1. 長期間農地を借りられるので経営が安定します
(原則5年以上、更新も可)
2. 農作業の効率化が期待できます
3. 農地所有者と直接交渉することなく契約や賃借料の支払い(口座振替)ができます
4. 農地所有者の意向により、賃借料を払わない契約(使用賃借)をすることも可能です



私たちが貸したい人との間に入るから、
借受契約期間中は安心して耕作できますよ



それは頼りになります！
本業に専念して規模拡大するぞ！

農地を借りるまでの4つのステップ

- 1 ホームページからご応募ください

[東京都農業会議](#)



一般社団法人 東京都農業会議のホームページの「借受希望者の募集」ページより応募してください(応募した方の氏名、応募内容はホームページで公表することになります)

- 2 農地のマッチングを行います

市町村・農業委員会等が応募内容に適合する農地について、貸付けに向けた協議を行います

貸付
基準

- ① 地域農業の健全な発展に寄与し、将来の地域農業をまかせることができる者
- ② すでに地域で効率かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないこと
- ③ 農地の借受けを希望している者の規模拡大に資すること

- 3 貸借契約を締結します

マッチング成立後、機構との農地の貸借契約の手続きを行います

※東京都が農用利用配分計画を総覧・認可・公告することにより貸し付けが成立します

- 4 利用状況の報告が必要となります

毎年6月30日までに市町村経由で「農地等の利用状況報告書」を提出していただきます